

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( 〃 )	1
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の解散の認可 ( 〃 )	1
○土地改良区の清算人の退職 ( 〃 )	1

## 告 示

### 高知県告示第315号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成24年4月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

大海加入区

### 高知県告示第316号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年8月高知県告示第506号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成24年4月29日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

大海加入区

### 高知県告示第317号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 解除に係る保安林の所在場所

幡多郡黒潮町拳ノ川字ノボリヨロヨロ2387（次の図に示す部分に限る。）、字大バイ2389の1・2390の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字スナ田2391の1（次の図に示す部分に限る。）、字コハノキ2373の1・2376の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ツヅラ谷2393の1・2394・2395の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字南山2401の1（次の図に示す部分に限る。）、

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年5月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 道路の種類 県道

### 2 路 線 名 有岡川登

### 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市横瀬字新立山2746番1から 四万十市横瀬字コノ山2784番1まで	420	平成24年5月1日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市中汐田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	光森 林	須崎市浦ノ内西分 411

〃 大中 三男 〃 〃 1206

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、河内生見土地改良区の解散を平成24年4月12日に認可した。  
平成24年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市中汐田土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成24年5月1日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
津野 秋誠	須崎市浦ノ内西分1002
大中 頼子	〃 〃 1200
橋田 俊彦	〃 〃 1234
小嶋 清治	〃 〃 3285
植村 吉宏	〃 〃 791
坂本 幹夫	〃 〃 476
坂本 操	〃 〃 478
大中 保	〃 〃 1248
土崎 豊	〃 〃 463
北村 信男	〃 〃 755